

添田町定住促進リノベーション事業支援金交付要綱

平成 29 年 9 月 29 日

添田町告示第 44 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、活力ある元気なまちづくりを推進し、添田町へ定住しようとする者（以下「定住者」という。）の住宅取得後のリノベーションに対する支援に関し必要な事項を定め、添田町にある空き家の有効活用による定住促進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家とは、個人が居住を目的として建築し、玄関、居室、便所、台所、風呂等を備えた、現に居住していない町内に存在する建物をいう。なお、併用住宅にあつては、延床面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供するものとする。
- (2) 取得とは、対価をもって物件を獲得し、自己の所有とすることをいう。
- (3) リノベーションとは、居住に係る部分の住宅の内装・外装を修復し性能を向上させて快適な状態にすることをいう。
- (4) 町内建設業者とは、町内に事業所を有する法人又は個人事業者をいう。
- (5) 多世代同居とは、定住希望世帯及びその親並びにその子がひとつの住宅において生活することをいう。
- (6) 若者世帯とは、世帯主の年齢が申請時において 45 歳以下で、18 歳（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者）以下の子どものいる世帯をいう。

(支援対象者)

第 3 条 支援対象となる者は、町内の空き家住宅を二親等以外の者より購入し、リノベーションを行う者であつて、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 町内の空き家住宅を購入した日から 6 か月を経過していない者であること。
- (2) 宅地及び住宅の所有者（登記簿上名義人）であり、リノベーションに係る契約者とする。ただし、宅地及び住宅が共有名義の場合は 2 分の 1 以上の所有者とする。
- (3) 町内に所有する住宅がないこと。

2 支援金の交付の対象となる者の世帯に属するすべての世帯員が、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 同一世帯の者又は同一世帯であつた者が、本要綱に規定する支援事業を受けていないこと
- (2) 当該地区の行政区に加入しているか、加入する予定の者
- (3) 町税等滞納していない者
- (4) 暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係にない者

3 申請者は、支援金受領日から 5 年以上当該住宅に居住しなければならない。

(支援事業)

第 4 条 町長は第 1 条の目的を達成するため、添田町に定住するため空き家住宅を取得し、リノベーションをする場合に限り、定住予定者に対しリノベーション費用の一部を予算の範囲内において支援するものとする。

(支援対象経費)

第5条 支援の対象となる経費は、前条の補助対象事業に係る経費で、別表1に掲げる経費とする。

(支援金の額)

第6条 リノベーション支援事業による支援金の交付額は、次のとおりとする。

- (1) リノベーション費用の総額に2分の1を乗じた額とし100万円を限度額とする。
- (2) 別表2のいずれかに該当する場合は前号の限度額に30万円を加算する。
- (3) 若者世帯には、第1号の限度額に50万円を加算する。
- (4) ただし、支援金の総額がリノベーション費用を超える場合は、リノベーション費用の範囲内とする。
- (5) 支援金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 国、県、町、その他の団体等から住宅に関する補助金(支援金)を受ける場合は、その額をリノベーション費用の総額から減額した費用を対象とする。

(申請者及び交付申請)

第7条 申請者は、住宅の所有者(登記簿上名義人)であり、リノベーションに係る契約者となる。ただし、住宅が共有名義の場合は2分の1以上の所有者を申請者とする。

2 前項の申請者は、添田町定住促進リノベーション事業支援金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者及び申請者の属する世帯全員の記載されている住民票
- (2) 申請者及び申請者の属する世帯全員の納税証明書
- (3) 当該物件の売買契約書の写し
- (4) 宅地及び住宅の登記簿謄本等申請者本人の所有が確認できる書類の写し
- (5) 当該物件の位置図及び平面図
- (6) 当該物件のリノベーション設計図
- (7) リノベーション費用を示す契約書の写し
- (8) 当該物件のリノベーション前の全景写真
- (9) 罹災証明等(国内災害被災者の方のみ)
- (10) その他町長が必要と認める書類

3 交付申請の期間は、空き家取得に係る契約を締結した日から6か月以内とし、リノベーション工事前とする。

(交付決定等)

第8条 町長は、前条第2項の交付申請書の提出があったときは、その条件、内容を厳正に審査し、現地等を調査の上、適正と認められるときは、リノベーション支援金の交付を決定し、添田町定住促進リノベーション事業支援金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項に規定する支援金の交付決定に際して、当該支援金の交付の目的を達成するために必要と認める条件を付することができる。

3 町長は、第1項の規定による審査の結果、支援金を交付しないと決定したときは、添田町定住促進リノベーション事業支援金不交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付内容の変更等)

第9条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者が、その交付決定の内容を変更、又は

交付申請書を取下げの場合は、添田町定住促進リノベーション事業支援金変更（取下げ）承認申請書（様式第4号）を、その理由を明示した書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の支援金変更（取下げ）承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは添田町定住促進リノベーション事業支援金変更（取下げ）承認通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

（実績報告書）

第10条 交付決定者は、支援金に係る対象事業完了後30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、添田町定住促進リノベーション事業実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 第7条第2項第7号に規定する価格を示す領収書等の写し
- （2） 当該物件のリノベーション後の全景写真
- （3） その他、町長が必要と認める書類

- 2 前項に規定する実績報告書は、事業完了後速やかに提出するものとする。ただし、事業年度における最終提出期限は3月31日までを原則とする。

（支援金の確定）

第11条 町長は、実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査するとともに現地調査等を行い、適正に行われていることを確認後、支援金の額を確定し、添田町定住促進リノベーション事業支援金交付額確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（支援金の請求）

第12条 交付決定者は、前条の規定による支援金の交付額の確定後、添田町定住促進リノベーション事業支援金交付請求書（様式第8号）によって支援金の請求をするものとする。

（支援金の交付）

第13条 町長は、前条の請求があったときは、交付決定者に支援金を交付するものとする。

（交付決定の取消）

第14条 町長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取消することができる。（様式第9号）

- （1） この要綱の規定に違反したとき
- （2） 虚偽その他不正な行為により支援金の交付を受けたとき
- （3） その他町長が不相当と認めたとき

（支援金の返還）

第15条 町長は、前条の規定に基づき支援金交付決定を取消した場合、既に支援金が交付されているときは、添田町定住促進リノベーション事業支援金交付決定取消通知書及び返還命令書（様式第9号）により、その支援金の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 前項の規定により支援金の返還を求められた者は、速やかに当該支援金の全部又は一部を別表3の定めのとおり返還しなければならない。

（権利の承継）

第16条 本要綱の規定により支援金の交付決定を受けた者が死亡したときは、引続き居住する同一世帯の者がその権利を継承できることとする。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月 19 日告示第 52 号）

この告示は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 25 日告示第 22 号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

補強・補修に係る経費	基礎・柱・外壁・屋根・床・内壁・天井等
断熱に係る経費	屋根・外壁・天井・内壁・床等
バリアフリーに係る経費	手すりの設置・段差解消等
屋内に係る経費	間取りの変更・畳替え・内建具・床・壁紙・天井の張り替え等
屋外に係る経費	雨樋・雨戸等 ※バルコニーの新設は対象外 ※倉庫・車庫の新設及び増設又、解体は対象外
システム経費	風呂・台所・便所・洗面台等 ※浄化槽工事をする場合は、浄化槽助成金を差し引きして請求

別表 2（第 6 条関係）

町内建設業者を利用してリノベーションする場合
福岡県産材の柱を 30 本以上使用した場合
多世帯同居住宅の場合
国内災害被災者の場合（罹災証明が必要）

別表 3（第 15 条関係）

定住義務 5 年以上

支援金交付後の年数	返還を求める額
1 年以内	交付額の 100 分の 100
1 年超 3 年以内	交付額の 100 分の 50
3 年超 5 年以内	交付額の 100 分の 10